

# 随意契約理由

令和5年(2023年) 4月 1日

契約担当課名	コロナ健康支援課
発注担当課名	コロナ健康支援課
契約名称	国民健康保険特定保健指導業務及び未利用勧奨業務
契約内容	国民健康保険特定保健指導業務及び未利用勧奨業務の委託
契約締結日 及び契約期間	契約締結日：令和5年(2023年)4月1日 契約期間：令和5年(2023年)4月1日から 令和6年(2024年)3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市福島区福島 7-20-1 KM 西梅田ビル 14F ジェイエムシー株式会社
契約金額	金 6,310,481 円 (うち、消費税及び地方消費税の額 573,680 円)
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>特定保健指導は、対象者自らが生活習慣における課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を導き出し、継続できるよう、専門的知識と資格を有した者が実施するもので、専門性の高い業務となっています。</p> <p>本業者は生活習慣病や重症化予防を目的とした保健指導業務に特化したノウハウも豊富であり、専門的な知識を持った保健師・管理栄養士が中心となり、アドバイザーの医師やデータ処理担当 SE が在籍するため質の高い特定保健指導及び未利用者への勧奨業務が可能です。</p> <p>また面談方法を対面もしくはオンラインから選択ができ、対象者のニーズや生活スタイルに合わせた実施が可能であることや、土日祝日・夜間の保健指導、対象者の自宅への訪問での保健指導が可能な業者は本業者のみであります。</p> <p>これらのことにより、同社と随意契約するものです。</p>